

# 公 募

令和 6 年 1 月 2 3 日

海上保安庁海洋情報部  
大洋調査課長 森下 泰成

次のとおり、参加者を公募する。

## 1. 公募の概要

本案件は、海上保安庁が調達を行う「令和6年度底質試料分析作業（単価契約）」について契約を希望する者を公募するものである。

参加を希望する者は、下記4. に記載の書類を提出し、本案件を受注するために必要な要件を満たしているか否かの審査を受け、同意を得た場合には本案件の調達に関して参加が可能となる。

## 2. 案件の概要等

### (1) 件名

令和6年度底質試料分析作業（単価契約）

### (2) 業務の概要

本分析作業は、海上保安庁が実施した海域での底質調査により得られた試料を観察・分析し報告書を作成するものである。

### (3) 納入期限

令和7年3月14日（金）

## 3. 参加要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(2) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ関東甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

(4) 秘密の保全に関する規約等により体制が整っていること。

(5) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること

(6) 技術審査基準に基づく審査に合格している者であること。

#### 4. 応募要領

本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類を令和6年2月5日（月）までに担当課に提出すること。

また、当庁の仕様を満足できることを確認するため、下記5の期間に下記6において配布する「令和6年度底質試料分析作業（単価契約）技術審査要領」に基づいた資料を提出すること。

##### 提出書類

- (1) 参加申込書（別紙1）
- (2) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (3) 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
  - ア. 誓約書（別紙2）
    - イ. 以下の内容を記した秘密の保全に関する規約等又はその写し
      - (ア) 秘密とする事項の指定状況
      - (イ) 秘密保全管理責任者の選任状況
      - (ウ) 仕様書等の図書の保管状況
      - (エ) 仕様書等の図書を複製する際の措置
      - (オ) 仕様書等の図書及びその複製の返納又は廃棄処分
      - (カ) 事故発生時の報告要領
    - ウ. 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3）
  - エ. 再委託を予定している場合は、以下の書類も併せて提出すること
    - (ア) 再委託先からの情報保全に係る履行体制に関する誓約書（別紙4）
    - (イ) 再委託先における秘密の保全に関する規約又はその写し

#### 5. 資料配布期間

令和6年1月23日（火）から令和6年2月5日（月）17時までの間

#### 6. 問い合わせ先及び技術審査資料の配布、提出場所（担当課）

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部大洋調査課（担当：青木、田寺、堀之内、山崎）

電話（03）3595-3608 内線 2915, 2916, 2914, 2931

#### 7. 見積合わせ予定日

令和6年3月18日（月）

#### 8. その他

- (1) 合否の決定

令和6年3月4日（月）までに文書等により通知する。

- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 当該調達は、「令和6年度底質試料分析作業（単価契約）技術審査要領」に基づく技術審査基準を満たす必要がある調達である。かつ、「予算決算及び会計令第99条第1号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な調達である。そのため、本仕様書はこの公募により応募した者のうち、海上保安庁海洋情報部大洋調査課長の同意を得た者にのみ配布する。
- (4) 当該調達は令和6年度の予算成立を条件とする。

令和 年 月 日

海上保安庁海洋情報部大洋調査課長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名 印

参加申込書

- 1 件名  
令和6年度底質試料分析作業（単価契約）
- 2 提出資料
  - (1) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）の写し  
「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
  - (2) 誓約書（別紙2）
  - (3) 秘密の保全に関する規約等又はその写し
  - (4) 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3）
  - (5) 再委託先からの情報保全に係る履行体制に関する誓約書（別紙4）
  - (6) 再委託先における秘密の保全に関する規約又はその写し
- 3 連絡員の氏名及び連絡先

## 誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「令和6年度底質試料分析作業（単価契約）」に係る「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

### 記

#### 1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止します。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底します。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施します。
- (3) 開札後、落札者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却します。
- (4) 落札者は、履行終了後に3項にならない返却します。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用します。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定めます。

#### 2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
- (2) 海上保安庁海洋情報部大洋調査課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。  
また、必要資料の提出指示があれば、その指示に従います。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。  
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。  
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

海上保安庁海洋情報部大洋調査課長 殿

令和 年 月 日

会 社 名

職 名

代表者氏名

印

## 情報保全に係る履行体制に関する資料

## ① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

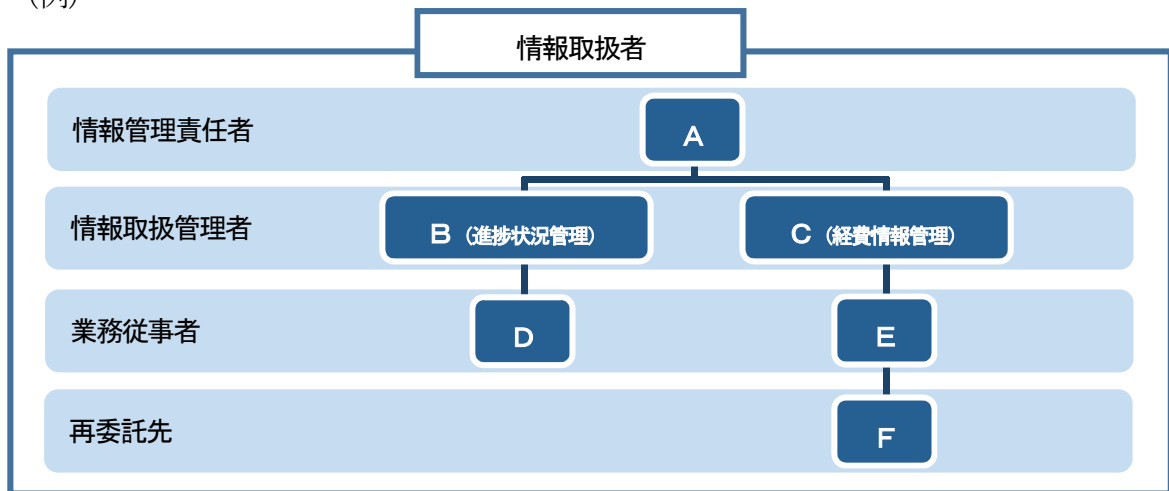
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

## ② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

## ③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

## 情報保全に係る履行体制に関する誓約書

貴庁から〇〇社へご案内いただいている「令和6年度底質試料分析作業（単価契約）」に係る保護すべき情報の取扱いにつきましては下記事項を遵守し、情報保全に万全を期すことを誓約します。

### 記

1. 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
2. 海上保安庁海洋情報部大洋調査課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。

また、必要資料の提出指示があれば、その指示に従います。

4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。

なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。

5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

海上保安庁海洋情報部大洋調査課長 殿

令和 年 月 日

会社名

職名

代表者氏名

印